

平成 29 年

第 3 回市議会定例会 報告第 5 号

専決処分の報告について

平成 28 年 9 月 5 日函館市宮前町 1 番 26 号先で発生した道路管理瑕疵による自動車事故の損害賠償の額を平成 29 年 7 月 14 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

22,626 円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する 50 歳代の女性